



PRESS RELEASE

東京

2013年11月25日

「米国MLPファンド(毎月分配型)」を新規設定 ～米国シェール革命を背景に 中長期に渡る分配の安定的な成長が期待されるMLPへ投資～

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社(本社:東京都千代田区、代表取締役社長:関崎司、以下「ドイチェAM」)はこのたび、「米国MLPファンド(毎月分配型)Aコース(円ヘッジあり) / Bコース(円ヘッジなし)」を新規に設定します。2013年12月2日(月)から12月18日(水)まで株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行の3行にて当初募集を行った後、12月19日(木)に設定、運用を開始する予定です。

【MLPとは】

当ファンドは、米国シェール革命の恩恵を受けるMLP等を実質的な主要投資対象とします。MLP(マスター・リミテッド・パートナーシップ)とは、米国の金融取引所に上場している共同投資事業形態のひとつです。エネルギーインフラへの投資促進を目的として1980年代に誕生し、ここ数年で急速にその市場が拡大しています。総所得の90%以上を天然資源の探査・採掘・精製・運搬・備蓄等から得ている場合、原則としてMLPに対する法人税は免除されます。また、収益の大半を投資家に分配する特性や利益成長等から、比較的高水準の利回りが期待されます。(※ファンドの分配金には税金が課されません。)

【MLPの投資魅力:収益の安定性と中長期的な市場拡大】

MLPは、エネルギー関連事業の中でも主にパイプライン等の流通(川中)ビジネスに投資しています。その投資魅力は、安定的な収益、キャッシュ・フロー、および配当への期待です。パイプライン事業の主な収益は通過する資源の量と距離に比例した使用料であり、通常、エネルギー生産者と長期契約が締結されます。また、新規参入が難しく、使用料の値崩れが起こりにくい上、産業や生活に不可欠な資源の輸送量は資源価格や景気に左右されにくいという特性もあります。

シェール革命によって世界最大のエネルギー資源大国に生まれ変わりつつある米国では、膨大なシェールガス・オイルの埋蔵量が確認されており、その開発が進んでいます。今後も石油やガスの増産が見込まれ、中長期的なMLPの市場拡大が予想されており、分配の安定的な成長が期待されます。

【運用チームについて】

当ファンドの実質的な運用は、ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント(ドイツ銀行グループの資産運用部門)の一員であるRREEF・アメリカ・エル・エル・シーが行います。MLPへの投資は2010年より開始しており、不動産及びインフラストラクチャー関連証券を専門とするチームの運用実績が評価され、2013年10月末現在で同社のMLP関連の運用資産残高は約23.47億米ドル(約2,309億円*)にのびます。

MLPは他の資産との値動きの相関が低いという特徴もあり、株式や債券等の資産とあわせて持つことで分散投資が可能となります。ドイチェAMは、米国シェール革命による投資機会を捉え、分配の安定的な成長が期待されるMLPへ投資する当ファンドを、投資家の中長期的な資産形成の選択肢として提案します。また、今後もグローバルなネットワークや独自の洞察力を駆使して、資産形成における最良のパートナーを目指します。

*1米ドル=98.36円で計算

ドイチェ・アセット・マネジмент株式会社について

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第359号

加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

ドイチェ・アセット・マネジмент株式会社は、ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメントの日本における資産運用拠点であり、投資信託ビジネス・公的年金・企業年金運用の長年にわたる経験、ノウハウ及び実績を有します。グローバルな運用体制と独自の洞察力を駆使した質の高いサービスをご提供するとともに、日本市場の資産運用ニーズに的確にお応えすることを目指します。

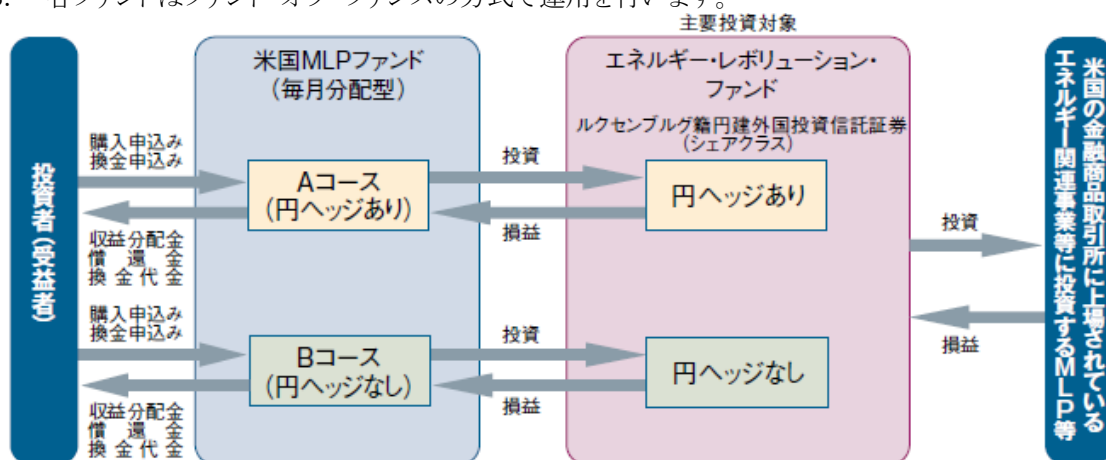
ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメントは、約9,340億ユーロの運用資産を有する世界有数の運用グループです。投資信託のほか、ETF、不動産投資戦略、ヘッジファンド運用戦略を中核としたオルタナティブ投資など多彩な運用ラインアップを取り揃え、個人及び機関投資家など幅広い層のお客様を対象にグローバルな資産運用のソリューションを提供しています。また、世界中の富裕層向けに、個々のお客様のニーズにお応えするウェルス・マネジメント・ソリューションやプライベート・バンキング・サービスを提供しています。

2013年9月末時点

※ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメントは、ドイツ銀行グループのアセット&ウェルス・マネジメント部門のブランド名です。

■ファンドの特色

1. 米国の金融商品取引所に上場されているエネルギー関連事業等に投資するMLP(マスター・リミテッド・パートナーシップ)等を実質的な主要投資対象とします。
2. Aコース(円ヘッジあり)とBコース(円ヘッジなし)の2つのコースがあります。
3. 各ファンドはファンド・オブ・ファンズ的方式で運用を行います。



- ※ エネルギー・レボリューション・ファンドは、米ドル建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行う円ヘッジありクラスと対円での為替ヘッジを行わない円ヘッジなしクラスの円建投資信託証券を発行します。
- ※ 各ファンドは、主要投資対象とする投資信託証券の他に、「ドイチェ・マネー・マザーファンド」にも投資を行います。

4. 毎月決算を行い、収益分配を行います。
 - 毎月19日(当該日が休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づき収益分配を行います。ただし、第1期及び第2期の決算時には分配を行いません。
 - 分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

■リスク情報

当ファンドは外国投資信託証券への投資を通じて MLP 等を実質的な主要投資対象としますので、当該 MLP 等の価格下落や当該 MLP 等の発行体の財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化等の影響により、基準価額が下落し損失を被ることがあります。(また、外貨建資産に投資しますので為替の変動により損失を被ることがあります。)したがって、投資元金が保証されているものではなくこれを割込むことがあります。当ファンドに生じた利益及び損失はすべて投資者に帰属します。なお、基準価額変動の主な要因としては、「MLPの価格変動リスク」、「為替変動リスク」、「カントリーリスク」、「信用リスク」、「流動性リスク」等があります。詳しくは、最新の投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があり、その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

ご留意事項

当資料は、情報提供を目的としたものであり、特定の投資商品の推奨や投資勧誘を目的としたものではありません。当資料は、信頼できる情報をもとにドイチェ・アセット・マネジメント株式会社が作成しておりますが、正確性・完全性について当社が責任を負うものではありません。当資料記載の情報は、作成時点のものであり、市場の環境やその他の状況によって予告なく変更することがあります。

■お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。
購入価額	当初申込期間:1口当たり1円とします。 継続申込期間:購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	当初申込期間:当初申込期間中にお支払い下さい。 継続申込期間:原則として、販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	販売会社が定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目から販売会社においてお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	継続申込期間において、フランクフルトの銀行休業日、ルクセンブルグの銀行休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日のいずれかに該当する日とします。
申込締切時間	継続申込期間において、原則として、販売会社の営業日の午後3時とします。
購入の申込期間	当初申込期間:平成25年12月2日から平成25年12月18日まで 継続申込期間:平成25年12月19日から平成27年3月31日まで ※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みには制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情があると委託会社が判断した場合は、購入申込み・換金申込みの受付を中止すること及び既に受付けた購入申込み・換金申込みの受付を取消すことができます。
信託期間	設定日(平成25年12月19日)から平成36年7月19日までとします。
繰上償還	・各ファンドは、主要投資対象である外国投資信託証券が償還することとなった場合、繰上償還されます。 ・各ファンドは、受益権の口数が30億口を下回るることとなった場合等に必要な手続き等を経て繰上償還されることがあります。
決算日	原則として毎月19日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配	年12回の毎決算時に、分配方針に基づいて行います。ただし、第1期及び第2期の決算時には分配を行いません。販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	各ファンドについて3,000億円とします。
公告	委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	6ヵ月毎(毎年1月及び7月の決算日を基準とします。)及び償還時に作成され、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付されます。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。(平成26年1月1日以降) 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間中は1口当たり1円)に 3.15%*(税抜3.0%)を上限 として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 * 消費税率が8%になった場合は、 3.24% となります。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% を乗じて得た額とします。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用	
(信託報酬) 運用管理費用	①当該ファンド 毎日、信託財産の純資産総額に年率 1.39125%*(税抜 1.325%)を乗じて得た額とします。 * 消費税率が8%になった場合は、年率 1.431%となります。 ※運用管理費用(信託報酬)は、毎決算時または償還時に信託財産中から支払われます。
	②投資対象とする投資信託証券 実質年率 0.425%以内
	③実質的な負担(①+②) 信託財産の純資産総額に対して年率 1.81625%*程度(税込) となります。 * 消費税率が8%になった場合は、年率 1.856% となります。
その他の費用・手数料	純資産総額に対して年率 0.10%を上限 として諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用等を含みます。)が信託財産から差し引かれます。また、信託財産及び投資対象ファンドにおける組入有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、管理報酬、対円での為替ヘッジに係る報酬、租税等についても、別途信託財産が負担します。 ※諸費用は、毎年1月及び7月の決算時または償還時に信託財産中から支払われます。 ※「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するものであり、一部を除き事前に料率、上限額等を表示することができません。

※投資者の皆様が負担する費用の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。